

青森県報

第三千二百四十二号

平成二十二年
五月二十八日
(金曜日)

告 示

青森県告示第三百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき平成二十二年三月三十一日専決処分した平成二十一年度青森県一般会計補正予算（専決第三号）の要領は、次のとおりである。

平成二十二年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

平成二十一年度青森県一般会計補正予算（専決第三号）の要領……………	（財政課）……………	一
公共測量の実施……………	（監理課）……………	三
証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………	（会計管理課）……………	三

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………	（経営支援課）……………	四
林業用種苗生産事業者の登録……………	（林政課）……………	五
林業用種苗生産事業者の登録の変更……………	（同）……………	五
県営土地改良事業計画変更の決定……………	（農村整備課）……………	五
建設業者の許可の取消し……………	（西北地域局）……………	六
右 同……………	（同）……………	六

出先機関

土地改良区の役員の就任……………	（東青地域局）……………	六
土地改良区の役員の就任及び退任……………	（同）……………	六
土地改良事業の工事了了……………	（三八地域局）……………	七
土地改良区の役員の就任及び退任……………	（上北地域局）……………	七
右 同……………	（下北地域局）……………	八

平成21年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号)

平成21年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算のうち、「第1表歳入予算補正」に掲げるとおり、当該款項の区分ごとの金額を補正する。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
1	県 税	124,575,293	473,671	125,048,964
2	事 業 税	18,718,535	321,322	19,039,857
3	地 方 消 費 税	13,680,359	△584,947	13,095,412
4	不 動 産 取 得 税	4,924,662	200,719	5,125,381
8	軽 油 引 取 税	12,985,003	449,221	13,434,224
11	固 定 資 産 税	1,692,845	110,495	1,803,340
15	旧 法 に よ る 税	1,285,988	△23,139	1,262,849
3	地 方 譲 与 税	10,186,874	94,601	10,281,475
1	1 地方法人特別譲与税	6,764,548	△3	6,764,545
2	2 地方揮発油譲与税	2,535,094	△609,532	1,925,562
3	3 石油ガス譲与税	246,315	△12,463	233,852
4	4 地方道路譲与税	603,667	718,732	1,322,399
5	5 航空機燃料譲与税	37,250	△2,133	35,117
5	地 方 交 付 税	209,407,946	182,071	209,590,017
1	1 地 方 交 付 税	209,407,946	182,071	209,590,017
6	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	530,439	△26,050	504,389
1	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	530,439	△26,050	504,389
9	国 庫 支 出 金	173,849,673	△245,899	173,603,774
2	2 国 庫 補 助 金	137,384,169	△245,899	137,138,270
12	繰 入 金	21,839,226	△572,394	21,266,832
2	2 基 金 繰 入 金	21,063,461	△572,394	20,491,067
15	県 債	117,199,400	94,000	117,293,400
1	1 県 債	117,199,400	94,000	117,293,400
歳 入 合 計		757,171,570	0	757,171,570

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法
港湾事業	3,028,000	普通貸 借又は 債券発 行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条件 による。	3,101,000	普通貸 借又は 債券発 行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条件 による。
河川事業	3,197,000			その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。	3,232,000			その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。
海岸事業	886,000			ただし、県財	884,000			ただし、県財
農業農村整備 事業	3,230,000				3,227,000			

治水事業	2,754,000			政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。	2,748,000			政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。
道路事業	13,217,000				13,214,000			
自然災害防止 事業	1,876,000				1,831,000			
特別支援学校 整備事業	0				45,000			
計	117,199,400	/	/	/	117,293,400	/	/	/

青森県告示第三百七十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

東北防衛局

二 測量の種類

公共測量（用地測量）

三 測量の期間

平成二十二年五月十一日から同年八月三十一日まで

四 測量の地域

三沢市五川目地域

三沢市四川目地域

三沢市大字三沢字下野地域

三沢市大字三沢字上野地域

青森県告示第三百七十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十二年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市本町五丁目五の二一

社団法人青森県猟友会

二 変更内容

- 1 変更前の売りさばき場所
三戸郡南部町大字下名久井字鍛冶長根 三三の一
- 2 変更後の売りさばき場所
三戸郡南部町大字下名久井字山道八

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カブセンター神田店
弘前市大字神田三丁目二の八外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
第一開発株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦雅秀
- 三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称及び所在地	区 分	変更前	変更後	変更年月日
カブセンター神田店 弘前市大字神田三丁目二の八外	駐車場の位置及び収容台数	二八六台	三八〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）	平成二二・一・三

大規模小売店舗の名称及び所在地	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	三カ所	五カ所（位置は、届出書添付図面のとおり）
-----------------	-------------------	-----	----------------------

四 届出年月日

平成二十二年五月十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十二年五月二十八日から同年九月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年九月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。



林業用種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

二八三	登録番号	登録年月日		氏名又は名称	住 所	種 穂	種 木	名 称	所 在 地
	平成三・五一八	梅田 隆	三戸郡三戸町大字梅内字村中七三						

林業用種苗生産事業者の登録の変更

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者から登録証の記載事項に変更があった旨の届出があったの

で、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成二十二年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住 所	種 穂	種 木	名 称	所 在 地	年 月 日 更
		五四	昭和四六・三一九	高橋七郎							

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、鶴田西部地区の県営土地改良事業（農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定によ

り公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年五月三十一日から同年六月二十五日まで

三 縦覧の場所

鶴田町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社小枝設備工業

二 代表者の氏名 小枝 昇

三 主たる営業所の所在地 五所川原市みどり町八丁目一三

四 許可番号 青森県知事許可（特 二〇）第一二五八三号

五 取消年月日 平成二十二年五月六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、ほ装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年五月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社小枝設備工業

二 代表者の氏名 小枝 昇

三 主たる営業所の所在地 五所川原市みどり町八丁目一三

四 許可番号 青森県知事許可（特 二一）第一二五八三号

五 取消年月日 平成二十二年五月六日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工、石、鋼構造物、しゅんせつ、塗装工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年五月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥内土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年五月二十八日

東青地域県民局長 小田 桐 文 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	澤田 今日一	青森市大字西田沢字浜田九二	平成三〇・四・一

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森北部土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年五月二十八日

東青地域県民局長 小田 桐 文 彦

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

土地改良事業の工事の完了

役員別の氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事 工藤 美智磨	青森市大字後潟字大原一四	平成三・四・二就任
澤田 富雄	大字六枚橋字不浪知四九の八	"
大科 武雄	大字後潟字平野七八	"
相馬 良一	大字六枚橋字不浪知八	"
鶴谷 司	大字後潟字大原六五	"
工藤 努	大字四戸橋字磯部三八	"
佐々木 春治	大字後潟字平野三	"
坂本 誠一	大字六枚橋字不浪知四九の一	"
吉田 清一	大字後潟字平野二五	"
坂本 一二	大字六枚橋字磯打三二の一	"
監事 工藤 敏男	大字後潟字大原二の一	"
千島 修	字平野七一の一	"
理事 工藤 美智磨	字大原一四	三・四・二退任
工藤 正雄	字平野二八の二	"
澤田 富雄	大字六枚橋字不浪知四九の八	"
大科 武雄	大字後潟字平野七八	"
佐々木 春治	三	"
平川 勇	大字四戸橋字磯部五三の三	"
鶴谷 司	大字後潟字大原六五	"
相馬 良一	大字六枚橋字不浪知八	"
坂本 誠一	四九の一	"
工藤 久美夫	大字後潟字平野九六	"
工藤 努	大字四戸橋字磯部三八	"
坂本 一二	大字六枚橋字磯打三二の一	"

平成二十二年五月二十八日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
上名久井	畑地帯総合整備事業（担い手支援型）（農道整備・営農用水施設整備・農業用排水施設整備）	平成三・三・五
アグリネット トたっこ	中山間地域総合整備事業	"

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坪土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年五月二十八日

上北地域県民局長 小林 巧 一

役員別の氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事 坪 竹千代	上北郡七戸町字天間館前川原三九の一	平成三・四・一就任
坪 次男	三七	"
鳴海 長助	字後平一二六の二一〇	"
原子 義吉	字上平五九の六	"
坪 幸一	字天間館前川原八五の一	"
坪 倉光	字上川原三一	"
坪 倉光	字後平三三三の一	"
坪 登	字天間館前川原九二の一	"
監事 坪 寿美	字天間館前川原八五の一	"
坪 利悦	三八の二	"
坪 豊秀	七九	"
坪 倉光	字上川原三一	三・三・三退任
坪 幸一	字天間館前川原八五の一	"

坪 利雄	字後平二二六の五一	坪 長助	一二六の二一〇	坪 竹千代	字天間館前川原三九の一	坪 次男	三七	坪 義吉	字上平五九の六	坪 米男	字大平四九	坪 利悦	字天間館前川原三八の二	坪 豊秀	七九
------	-----------	------	---------	-------	-------------	------	----	------	---------	------	-------	------	-------------	------	----

土地改良区の役員及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大畑土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年五月二十八日

下北地域県民局長 佐藤 仁

北勝利	むつ市大畑町赤坂四の六	北勝利	平成三・四・三就任	中居伸作	大畑町松ノ木道八の二	中居伸作	三・四・三就任	武藤直人	大畑町正津川一八	武藤直人	三・四・三就任	奥野國義	大畑町正津川戦敷五二六の三	奥野國義	三・四・三就任	工藤清四郎	大畑町水木沢三四の一四五	工藤清四郎	三・四・三就任	中嶋涉	大畑町正津川七の一	中嶋涉	三・四・三就任	月館俊彦	大畑町正津川平一四の六	月館俊彦	三・四・三就任	柳澤都市秋	大畑町松ノ木一八の二	柳澤都市秋	三・四・三就任	北勝利	大畑町赤坂四の六	北勝利	三・四・三就任	赤坂直良	大畑町本町八の七	赤坂直良	三・四・三就任	中居伸作	大畑町松ノ木道八の二	中居伸作	三・四・三就任
-----	-------------	-----	-----------	------	------------	------	---------	------	----------	------	---------	------	---------------	------	---------	-------	--------------	-------	---------	-----	-----------	-----	---------	------	-------------	------	---------	-------	------------	-------	---------	-----	----------	-----	---------	------	----------	------	---------	------	------------	------	---------

工藤清四郎	大畑町水木沢三四の一四五	柏谷均	大畑町小目名村二の一	本山日満夫	大畑町正津川一二の四	武藤直人	大畑町正津川一八	月館俊彦	大畑町正津川平一四の六	久保田昌司	大畑町兔沢二六の二
-------	--------------	-----	------------	-------	------------	------	----------	------	-------------	-------	-----------

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県
 (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭